第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

六　重要メモリーのバックアップ電源は、電子ゲームシステムの電源を落とした後、90日間は全てのデータを正確に維持できるものであること。
七　次に掲げる重要イベントに係る記録について、直近100件を日時を付して保存すること。
イ　プログラム記憶装置の検証エラー及び重要メモリーの確認エラー
ロ　電子会計メーター及び配当表等の設定変更
ハ　電源のリセット
ニ　従業者による支払
ホ　外部扉等の開扉
ヘ　７に規定するビルバリデーターのエラー
ト　重要メモリー用電池の残量低下エラー
チ　10に規定するプレイヤーインターフェースのエラー
リ　12に規定する機械式表示装置のエラー
ヌ　バウチャー発行のエラー
6　紙幣等の受入れ及びその会計処理に関する規格は、次のとおりとする。
一　金銭（硬貨、トークン及び金融機関から電子的に移転される金銭を除く。）の受入れ及び検証を行い、当該検証の結果、適切かつ有効な場合は、当該金銭の額に相当するクレジットをクレジットメーターに蓄積すること。
二　顧客がカジノ行為を行うまでの間に挿入した紙幣の金額の累積額が30万円を超える場合は、受入れをしないこと。
7　ビルバリデーター（紙幣等の受入れ及び検証を行い、当該検証の結果、適切かつ有効な紙幣等を保管するものをいう。以下同じ。）に関する規格は、次のとおりとする。
一　キャビネット内に取り付け、紙幣等の挿入口を除きキャビネット内に格納されていること。
二　挿入された紙幣等を検証し、次のとおり処理すること。
イ　挿入された紙幣等が偽造されたもの又は無効その他適切に検証できないものであった場合は、受入れをしないこと。
ロ　受け入れた紙幣等を適切にスタッカーに保管すること。
三　紙幣等の受入れ中に停電した場合に二の処理ができるよう必要な措置が講じられていること。
四　スタッカーに保管する紙幣等の額をクレジットメーターに記録すること。
五　直近５件の受け入れた紙幣等の額に日時を付した記録を保存する機能を有すること。
六　挿入口への異物の挿入等の不正行為を検出する機能を有すること。
七　次に掲げるエラーを検出及び表示する機能を有すること。
イ　紙幣等の詰まり
ロ　スタッカーの満杯
ハ　スタッカーの扉の開扉
ニ　スタッカーの取外し
ホ　通信障害
八　電源投入時にビルバリデーターが正常に作動することを確認する機能を有すること。
九　六の不正行為、七に掲げるエラー及び八による確認の結果エラーを検出した場合は、ビルバリデーターの機能を停止し、ティルト状態になること。
8　紙幣等の支払及びその会計処理に関する規格は、次のとおりとする。
一　カジノ行為において、顧客から回収する賭金額をクレジットメーターから差し引き、勝金額（従業者により支払われるものに係る額を除く。）をクレジットメーターに蓄積すること。
二　クレジットメーターに蓄積した額のバウチャーを発行するようプリンタ（バウチャーを発行する装置をいう。以下同じ。）に必要なデータを送信すること。
三　一におけるカジノ行為の勝金額又は二におけるバウチャーの価額が30万円を超える場合は、プリンタの機能を停止し、ティルト状態になること。
9　プリンタに関する規格は、次のとおりとする。
一　キャビネット内に取り付け、バウチャーの発行口を除きキャビネット内に格納されていること。
二　次に掲げるエラーを検出する機能を有すること。
イ　紙切れ又は紙詰まり
ロ　故障
ハ　通信障害
三　二に掲げる機能を用いてエラーを検出した場合は、プリンタの機能を停止し、ティルト状態になること。
四　バウチャーの有効性を検証するシステムに接続できる機能を有していること。
五　次に掲げる情報をバウチャーの発行時に四のシステムに送信できる機能を有していること。
イ　日本円での価額
ロ　発行日時
ハ　電子ゲームシステムの識別情報
ニ　検証番号
六　発行するバウチャーには次に掲げる情報が表示されていること。
イ　バウチャーである旨の表示（日本語及び英語によること。）
ロ　カジノ事業者の名称
ハ　日本円での価額（アラビア数字によること。）
ニ　発行日時
ホ　有効期限（日本語及び英語によること。）
ヘ　発行番号
ト　検証番号
チ　検証番号を示すバーコード
リ　顧客がバウチャーを他人に譲渡し、若しくはバウチャーを他人から譲り受け、又はバウチャーをカジノ行為区画の外に持ち出すことが禁止されている旨（日本語及び英語によること。）
七　クレジットメーターの作動中はバウチャーの発行ができないこと。
10　プレイヤーインターフェース（カジノ行為を実施するために顧客が操作する装置をいう。以下同じ。）に関する規格は、次のとおりとする。
一　用途又は機能がプレイヤーインターフェース上に表示されていること。
二　カジノ行為実施手順（カジノ行為を行うための操作方法、賭けについて勝ちとなる条件、配当表等、賭金の条件その他のカジノ行為の具体的な実施手順をいう。以下同じ。）に従って作動すること。
三　同時又は連続して作動することによる故障を防止するために必要な措置が講じられていること。
四　プレイヤーインターフェースにタッチスクリーンが含まれる場合は、当該タッチスクリーンは、画面の大きさの変更及び複数の画面の表示を正確に行うことができる機能を有すること。
11　カジノ行為に関する情報の表示を行うディスプレイ又はモニターに関する規格は、次のとおりとする。
一　容易に動揺しないようにキャビネットに固定でき、キャビネットとの間に物が入り込む隙間がないこと。
二　画面の見通しを妨げるものがないこと。
三　カジノ行為に関する情報の表示を正確に行うことができる解像度を有すること。
四　タッチスクリーンの機能を有する場合は、タッチスクリーンの不具合が画面の表示に影響しないこと。